

取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律案 新旧対照条文

目次

○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄）（附則第四条関係）…………… 1

○消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一 十三の三 （略）</p> <p>十三の四 取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和三年法律第 号）の規定による取引デジタルプラットフォームを利用する消費者（同法第二条第三項に規定するものをいう。）の利益の保護に関すること。</p> <p>十四 二十六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一 十三の三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十四 二十六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>